

訪問型サービス

■訪問サービスA（指定）（サービスコード：A3）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護サービスに定められている生活援助 ○ サービス提供の時間 ⇒ 45分以上 ○ 自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることはしてもらう
対象者	○ 要支援認定者及び事業該当者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース <p>※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進</p>
事業の実施方法	○ 事業者指定（すべての事業所において改めて申請が必要）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・秘密保持 ・運営規定等の説明・同意 ・事故発生時の対応 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者	○ 指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○ 必要に応じて作成
計画期間	○ 介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>週1回程度 1月につき941単位</p> <p>週2回程度 1月につき1,879単位</p> <p>※加算なし</p>
利用料	○ 1割～3割
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 ・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額 ・事業該当者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額 <p style="text-align: right;">週2回まで</p>
事業者への支払	○ 国保連経由での審査・支払